

放送大学学園の個人情報の開示等の手続等に関する規程

平成17年3月31日
放送大学学園規程第5号

改正 平成18年3月27日、平成19年3月30日、
平成21年3月31日、平成25年3月19日、
平成28年3月15日、平成28年3月22日、
平成31年4月26日、令和4年3月29日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 開示（第3条―第10条）
- 第3章 訂正（第11条―第16条）
- 第4章 利用停止（第17条―第20条）
- 第5章 審査請求（第21条）
- 第6章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく放送大学学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報及び特定個人情報の開示、訂正及び利用停止等の実施に関し、必要な手続等について定める。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、保護法第2条の定めるところによる。

第2章 開示

（開示請求の受付）

第3条 保護法第76条に基づく開示請求（以下「開示請求」という。）の受付は、総務部総務課において行う。

2 開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）に対しては、放送大学学園の保有する個人情報の管理等に関する規程（平成16年放送大学学園規程第4号）第22条に規定する個人情報ファイル簿その他関連資料等を用いて、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。

3 開示請求の受付に際しては、開示請求者に保有個人情報開示請求書（別紙様式第1号。特定個人情報の開示を請求する場合は、別紙様式第1号の2）又は任意の様式により保護法第77条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出させるとともに、放送大学学園の保有個人情報の開示の実施方法及び手数料等に関する規程（平成16年放送大学学園規程第6号）第3条第1項に規定する開示請求手数料を現金で納付させる。ただし、郵送による開示請求の場合には郵便為替で納付させる。

4 前項の開示請求書の提出に際しては、開示請求者に開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す次に掲げる書類のいずれかを提示又は提出させる。

- 一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、番号法第2条第7項に規定する個人番号カード、住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別

永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示又は提出させることができない場合にあつては、開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている外国政府が発行する外国旅券、地方公共団体が交付する療育手帳及び敬老手帳

5 第3項の開示請求書の郵送による提出に際しては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）その他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして適当と認める書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提出させる。

6 保護法第76条第2項の規定による代理人（特定個人情報の開示請求にあつては法定代理人又は本人の委任による代理人）からの開示請求書の提出に際しては、当該代理人から、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を提示又は提出させる。

7 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を届け出なければならない。

8 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

9 第3項の開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に参考となる情報を提供し、補正を求めることができる。

10 開示請求書及び開示請求手数料を受領したときは、開示請求手数料の受領書を交付し、開示請求書の写しを交付する。

（委員会への意見聴取）

第4条 理事長は、前条の規定に基づく開示請求に係る保有個人情報の開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）を行うに当たっては、別に定める放送大学学園情報公開・個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くことができる。

（開示決定等）

第5条 理事長は、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示すること又は全部を開示しないことを決定した場合には、当該開示請求者に対し、次の各号により通知しなければならない。

一 全部又は一部を開示する場合 保有個人情報開示決定通知書（別紙様式第2号）

二 全部を開示しない場合 保有個人情報不開示決定通知書（別紙様式第3号）

（開示決定等の期限）

第6条 理事長は、開示請求があつた日から30日以内に開示決定等を行しなければならない。ただし、第3条第9項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を記した保有個人情報開示決定等の期限の延長通知書（別紙様式第4号）により通知しなければならない。

3 理事長は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、理事長は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用通知書（別紙様式第5号）により通知しなければならない。

（事案の移送）

第7条 理事長は、保護法第85条の規定により、事案を他の行政機関の長等に移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、保有個人情報開示請求に係る事案の移送依頼書（別紙様式第6号）

ただし、特定個人情報の開示請求に係る事案を移送する場合は、別紙様式第 6 号の 2) を送付するとともに、開示請求者に対し、保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書（別紙様式第 7 号）により通知しなければならない。

（意見書提出の機会の付与等）

第 8 条 理事長は、開示請求に係る保有個人情報に保護法第 8 6 条第 1 項に規定する第三者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、保有個人情報の開示請求に関する意見の照会書（別紙様式第 8 号。以下「照会書」という。）により通知して、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別紙様式第 9 号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

2 理事長は、保護法第 8 6 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、照会書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 理事長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かななければならない。この場合において、開示決定後直ちに、当該第三者に対し、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（別紙様式第 1 0 号）により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 9 条 理事長は、保有個人情報の開示を受ける者（以下「開示を受ける者」という。）から、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別紙様式第 1 1 号）が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 保有個人情報の開示は、総務部総務課において実施するものとする。ただし、保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合その他総務部総務課で開示することができない理由がある場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該保有個人情報の写しを簡易書留により送付することとする。この場合、事前に当該郵送料を郵便切手で納付させなければならない。

（他の法令による開示の実施との調整にかかる適用除外）

第 9 条の 2 特定個人情報の開示の実施については、保護法第 8 8 条の規定による他の法令による開示の実施との調整は行わない。

（移送された事案）

第 1 0 条 他の行政機関の長等から学園に移送された事案に係る開示決定等及び開示の実施については、第 4 条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第 3 章 訂正

（訂正請求の受付）

第 1 1 条 保護法第 9 0 条に基づく訂正請求（以下「訂正請求」という。）の受付は、総務部総務課において行う。

2 訂正請求の受付は、当該保有個人情報の開示を行った日から 9 0 日以内に限りこれを行う。

3 訂正請求の受付に際しては、訂正請求をしようとする者（以下「訂正請求者」という。）に保有個人情報訂正請求書（別紙様式第 1 2 号。ただし、特定個人情報の訂正請求をしようとする場合は、別紙様式第 1 2 号の 2)）又は任意の様式により保護法第 9 1 条第 1 項に規定する事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を提出させる。

4 第 3 条第 2 項及び第 4 項から第 9 項までの規定は、訂正請求について準用する。

5 訂正請求書を受理したときは、訂正請求書の写しを交付する。

（委員会への意見聴取）

第 1 2 条 第 4 条の規定は、前条の規定に基づく訂正請求に係る保有個人情報の訂正又は不訂正の決定（以下「訂正決定等」という。）について準用する。

（訂正決定等）

第13条 理事長は、訂正請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を訂正すること又は全部を訂正しないことを決定した場合には、当該訂正請求者に対し、次の各号により通知しなければならない。

- 一 全部又は一部を訂正する場合 保有個人情報訂正決定通知書（別紙様式第13号）
- 二 全部を訂正しない場合 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別紙様式第14号）

（訂正決定等の期限）

第14条 理事長は、訂正請求があった日から30日以内に訂正決定等をしなければならない。ただし、第11条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を記した保有個人情報訂正決定等の期限の延長通知書（別紙様式第15号）により通知しなければならない。

3 理事長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用通知書（別紙様式第16号）により通知しなければならない。

（事案の移送）

第15条 理事長は、保護法第96条の規定により、事案を他の行政機関の長等に移送するときは、当該他の行政機関の長等に対し、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送依頼書（別紙様式第17号。ただし、特定個人情報の訂正請求を移送する場合は、別紙様式第17号の2）を送付するとともに、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書（別紙様式第18号）により通知しなければならない。

（移送された事案）

第16条 他の行政機関の長等から学園に移送された事案に係る訂正決定等及び訂正の実施については、第12条から前条までの規定に準じて行うものとする。

（利用停止請求の受付）

第17条 保護法第98条に基づく利用停止請求（以下「利用停止請求」という。）の受付は、総務部総務課において行う。

2 利用停止請求の受付は、当該保有個人情報の開示を行った日から90日以内に限りこれを行う。

3 利用停止請求の受付に際しては、利用停止請求をしようとする者（以下「利用停止請求者」という。）に保有個人情報利用停止請求書（別紙様式第19号。ただし、特定個人情報の利用停止請求をしようとする場合は、別紙様式第19号の2）又は任意の様式により保護法第37条第1項に規定する事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を提出させる。

4 第3条第2項及び第4項から第9項までの規定は、利用停止請求について準用する。

5 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求書の写しを交付する。

（委員会への意見聴取）

第18条 第4条の規定は、前条の規定に基づく利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止又は利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。

（利用停止決定等）

第19条 理事長は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を利用停止すること又は全部を利用停止しないことを決定した場合には、当該利用停止請求者に対し、次の各号により通知しなければならない。

- 一 全部又は一部を利用停止する場合 保有個人情報利用停止決定通知書（別紙様式第20号）
- 二 全部を利用停止しない場合 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（別紙様式第21号）

（利用停止決定等の期限）

第20条 理事長は、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止決定等をしなければならない

い。ただし、第17条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を記した保有個人情報利用停止決定等の期限の延長通知書（別紙様式第22号）により通知しなければならない。

3 理事長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、理事長は、第1項に規定する期間内に利用停止請求者に対し、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用通知書（別紙様式第23号）により通知しなければならない。

（審査請求）

第21条 理事長は、保護法第104条に基づく審査請求があつたときは、委員会に意見を聴くものとする。

2 理事長は、保護法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問するときは、諮問書（別紙様式第24号）により諮問する。

3 前項の諮問を行った際は、理事長は、次の各号に掲げる者（以下「審査請求人等」という。）に対し、情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書（別紙様式第25号）により通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 理事長は、審査請求に対する決定をしたときは、審査請求人等に対し、審査請求に関する決定通知書（別紙様式第26号）により通知しなければならない。

5 第8条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する決定

二 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6章 雑則

（苦情処理）

第22条 個人情報の取扱いに関する苦情処理の受付は、総務部総務課において行う。

（雑則）

第23条 この規程に定めるもののほか、個人情報の開示等の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成28年3月15日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

保有個人情報開示請求書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 放送大学学園において開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 (_____)
 <実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日
 イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書
その他 (_____)
 ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
 (ア) 本人の状況 未成年者 (_____ 年 _____ 月 _____ 日生) 成年被後見人
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他 (_____)

《開示請求手数料について》

- 開示請求を行う場合、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付していただきます。
- 開示請求手数料は、現金により納付してください。なお、郵便で開示請求書を送付する際は、郵便為替により納付することもできます。詳細は担当にお尋ねください。

開示請求手数料（1件300円） _____ 円

担当	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地 TEL 043-298-4207 FAX 043-298-4376	受付印
備考		

保有個人情報開示請求書

放送大学学園理事長 殿

（ふりがな）

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 放送大学学園において開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ _____ ）

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書

その他（ _____ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア）本人の状況 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

（イ）本人の氏名 _____

（ウ）本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ _____ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状

《開示請求手数料について》

- ・開示請求を行う場合、保有個人情報が記録されている法人文書1件について300円を納付していただきます。
- ・開示請求手数料は、現金により納付してください。なお、郵便で開示請求書を送付する際は、郵便為替により納付することもできます。詳細は担当にお尋ねください。

開示請求手数料（1件300円） _____ 円

担 当	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地 TEL 043-298-4207 FAX 043-298-4376	受付印
備 考		

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 放送大学学園において開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報不開示決定通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報開示決定等の期限の延長通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する期限までに開示決定する予定です。） 年 月 日（ ）

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報開示請求に係る事案の移送依頼書

(他の行政機関の長等) 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所 又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

〈連絡先〉

放送大学学園総務部総務課総務係

TEL：043-298-4207

FAX：043-298-4376

E-mail：

保有個人情報開示請求に係る事案の移送依頼書

（他の行政機関の長等） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所 _____ 又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

〈連絡先〉
 放送大学学園総務部総務課総務係
 TEL：043-298-4207
 FAX：043-298-4376
 E-mail：

保有個人情報開示請求に係る事案の移送通知書

（開示請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先	行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報の開示請求に関する意見の照会書

(第三者利害関係人) 様

放送大学学園理事長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うことといたしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示請求に関する意見の照会書

(第三者) 様

放送大学学園理事長 印

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺いますので、当該保有個人情報を開示することについて御意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	放送大学学園総務部総務課総務係 〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）
意見書の提出期限	年 月 日

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

（反対意見書を提出した第三者） 様

放送大学学園理事長 印

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実 施 の 方 法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの 交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 時頃

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 _____ 円
無 _____ 〕

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報訂正請求書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 年 月 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード及び住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

保有個人情報訂正請求書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 年 月 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード及び住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

保有個人情報訂正決定通知書

（訂正請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

（訂正請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしないことと決定したので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、放送大学学園理事長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報訂正決定等の期限の延長通知書

（訂正請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用通知書

（訂正請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送依頼書

（他の行政機関の長等） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 _____ 本人の住所 又は居所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

〈連絡先〉

放送大学学園総務部総務課総務係

TEL：043-298-4207

FAX：043-298-4376

E-mail：

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送依頼書

（他の行政機関の長等） 殿

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 本人の氏名 _____ 本人の住所 又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備考	（複数の他の行政機関の長、独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

〈連絡先〉

放送大学学園総務部総務課総務係
TEL：043-298-4207
FAX：043-298-4376
E-mail：

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送通知書

（訂正請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の独立行政法人等【行政機関】において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先	独立行政法人等の長【行政機関の長】 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4207）

保有個人情報利用停止請求書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 年 月 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

保有個人情報利用停止請求書

放送大学学園理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 年 月 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → <input type="checkbox"/> 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し（個人番号が記載されたものを除く。）等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、放送大学学園に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったこと知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4206）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことと決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、放送大学学園に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったこと知った日から6か月以内に、放送大学学園を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4206）

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長通知書

（利用停止請求者） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期することとしたので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4206）

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用通知書

(利用停止請求者) 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延期することとしたので通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の名称等	
法第103条の規定 (利用停止決定等の期 限の特例) を適用する 理由	
利用停止決定等をする 期限	年 月 日 ()

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4206）

別紙様式第24号（第21条第2項関係）

放 総 第 号
年 月 日

諮 問 書

情報公開・個人情報保護審査会 殿

放送大学学園理事長 印

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条【第93条、第101条】の規定に基づく開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第105条第1項の規定により諮問します。

〈連絡先〉

放送大学学園総務部総務課総務係

TEL：043-298-4207

FAX：043-298-4376

E-mail：

別紙（開示決定等）

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示 決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報開示決定通知書（写し）又は保有個人情報不開示決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報 ⑥ その他参考資料

別紙（訂正決定等）

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正 決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報訂正決定通知書（写し）又は保有個人情報の訂正を しない旨の決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料

別紙（利用停止決定等）

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用 停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報利用停止決定通知書（写し）又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料

情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書

（審査請求人等） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けの放送大学学園に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等[訂正決定等、利用停止決定 等]	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
3 諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉市美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4206）

審査請求に関する決定通知書

（審査請求人等） 様

放送大学学園理事長 印

年 月 日付けで審査請求がありました件については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 審査請求に関する決 定等	
3 審査請求に関する決 定の理由	

*担 当 放送大学学園総務部総務課総務係
〒261-8586 千葉県美浜区若葉2丁目11番地（電話：043-298-4206）